

(第2次) 白井市空家等対策計画の改定案について

◎改定案について

前回協議会（令和6年度第1回白井市空家等対策協議会（10月24日実施））で示した「（第2次）白井市空家等対策計画の改定の方向性について」（議題2 資料）に基づき、素案を作成したうえ、空家等対策推進連絡会（庁内）で協議を重ね、（第2次）白井市空家等対策計画の改定案を作成しました。

【主な修正点】

- ・各種データの更新
- ・法に基づく措置のフロー図の修正
- ・字句、表現等の修正

※前回協議会で示した「（第2次）白井市空家等対策計画」（議題2 参考資料1）から大幅な修正はありません。

（参考1）市町村による空家等管理活用支援法人の指定について

- ・現在、空家等対策については、所有者が空き家の活用や管理について相談等ができる環境が十分でないことや、多くの市町村では人員等が不足し、所有者等への働きかけ等が十分にできないことなどの課題があり、その対応策として、令和5年の法改正で空家等管理活用支援法人の指定制度が創設されました。
 - ・本制度は、市町村が空き家の活用や管理に取り組む NPO 法人、社団法人、会社等を空家等管理活用支援法人に指定し、当該法人が所有者への相談対応や、所有者と活用希望者のマッチング等を行うものです。
- ⇒計画の改定案には、この制度の活用を検討することを盛り込み、今後も引き続き、他市町村の指定の状況等の情報収集や市が支援法人に求める業務等の検討を行います。

（参考2）空家等活用促進区域について

- ・中心市街地や住宅団地など、地域の拠点的なエリアに空家等が集積すると、当該地域の本来の機能を低下する恐れがあることや、古い空家等を活用する上で建築基準法の規制がネックになることなどの課題に対し、その対応策として、令和5年の法改正で空家等活用促進区域の制度が創設されました。
 - ・本制度は、市町村が、重点的に空家等の活用を図るエリアを促進区域として定め、当該区域内で「経済的社会的活動の促進のために誘導すべき用途」としての活用を空家等の所有者に要請することや、都道府県と連携して建築基準法や都市計画法の規制の合理化を可能とすることにより、空家等の用途変更や建替え等を促進するものです。
- ⇒計画の改定案には、現時点では、市における有効な空家等対策の手段とみなすことができていないことから、この制度の活用について特に記載はしていませんが、今後も他市町村における空家等活用促進区域の設定状況等の情報収集を行うなど、動向を注視してまいります。